

災害援護資金貸付金について

1 災害援護資金貸付金とは

災害援助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金の貸付けを行っています。

2 対象者

対象となる自然災害により被害を受けた世帯であり、市民税における総所得金額が一定額に満たない世帯の世帯主

3 貸付限度額

災害の種類	要件	区分	貸付限度額 (1世帯)
自然災害(法第3条 第1項の規定による 災害)	世帯主の負 傷あり(療 養に1か月 程度を要す る負傷)	家財の損害金額が1/3以上 かつ住宅の損害がない	1,500,000円
		家財の損害がありかつ住 宅の損害がない	2,500,000円
		住宅が半壊	2,700,000円
		住宅が全壊	3,500,000円
	世帯主の負 傷なし	家財の損害がありかつ住 宅の損害がない	1,500,000円
		住宅が半壊	1,700,000円
		住宅が全壊	2,500,000円
		住宅全体が滅失若しくは 流失	3,500,000円

4 貸付条件など

(1) 貸付利率

ア 保証人を立てる場合 無利子

イ 保証人を立てない場合 年1.5%

(2) 申請期間

被害を受けた翌月から起算して3か月以内

(3) 償還期間

10年間(ただし、据置期間3年)

(4) 償還方法

年賦、半年賦または月賦